

令和 2 年 4 月 9 日  
東京都労働委員会事務局

## 東京都緊急事態措置に伴う窓口業務縮小のお知らせ

東京都緊急事態措置を受けて、東京都労働委員会事務局では、下記のとおり取り扱いますのでお知らせします。

### 記

#### 1 取扱っている業務（※）

- (1) 電話相談（不当労働行為救済申立て、労働争議調整申請、労働組合資格審査申請の手續に関するもの）
- (2) 郵送による書面の收受等（不当労働行為救済申立て、労働争議調整申請、労働組合資格審査申請等に関するもの）
- (3) 郵送又はファクシミリによる書面の收受等（係属中の不当労働行為事件、争議行為発生の届出、公益事業に係る争議行為予告に係る提出書面等）

※ 来庁はお控え下さい。

#### 2 休止業務

- (1) 労働組合の資格審査及び証明
- (2) 不当労働行為に関する調査・審問等
- (3) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁
- (4) 労働関係調整法第 42 条の規定による請求
- (5) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の規定による認定及び告示に関すること

#### 3 期間

令和 2 年 5 月 6 日（水曜日）まで

#### 【問合せ先】

東京都労働委員会事務局  
審査調整課 近藤  
電話 03-5320-6986